

緊急事態宣言解除後の弊社対応について

2021年10月4日

株式会社ライテック

代表取締役社長 工藤晃久

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は、9月30日をもって全ての都道府県で解除されました。新規感染者数は急速に減少しつつありますが、感染防止と再拡大防止措置の実施が要請されています。このため弊社は感染防止のための対策として、在宅勤務ならびに時差出勤の対応を継続して実施いたします。

お客様へのサービスを維持することを第一に事業継続を行ってまいります。出社が必要な業務につきましては、十分な感染防止対策を講じた上で、最小限の人員で対応いたします。

引き続き期間中の連絡は、原則としてEメールで行うことといたしますので、返信や折り返しの連絡が遅れる場合がございます。ご不便ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

以上